

秦律令における犯罪と父母の通報義務

——嶽麓書院藏秦簡「秦律令」より見た——

水 間 大 輔

はじめに

第一節 第十條に對する検討

第二節 第十一條に對する検討

はじめに

『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（以下『陸』と略稱）では第一九一簡以降、以下の各簡が排列されている。⁽¹⁾

● 自今以來、有毆詈其父母者、輒捕以律論、典智（知）弗告、**畀**（遷）。郷部嗇夫智（知）弗捕論、賞二甲（第一九二簡）

〔圖廢、弗智（知）、典及父母・伍人賞各二甲、郷部嗇夫及令・丞・尉貲各一甲、圃、免郷部嗇夫。或能圃（第一九二簡）

囚罪一人、購金七兩。 ●十（第一九三簡）²⁾

律曰、黔首不田作、市販出入不時、不聽父母、笞（荷）若與父母言、其父母・典・伍弗忍告、令鄉（第一九四簡）

【鬪齋夫數謙（廉）問、捕毆（繫）獻廷、其罪當完城旦舂以上、其父母・典・伍弗先告、貲其父若母二甲、（第一九五簡）

典・伍各一甲、鄉部齋夫弗得、貲一甲、令・丞一盾。 ●自今以來、有犯律者輒以律論。及其當（第一九六簡）
 【坐置、鬪鬪鬪夫弗得、以律論囚令・丞、有（又）免鄉部齋夫。 ●十一（第一九七簡）

また、『獄麓書院藏秦簡（伍）』（以下『伍』と略稱）にもほぼ同じ記述が數簡に涉つて記されている。³⁾

【廢、弗智（知）、典及父母・伍（第一九四簡）

【人】鬪各二甲、鄉齋夫及令・丞・尉貲各一甲、而免鄉齋夫。或能捕死擧一人、購金七兩。 ●廷甲 十（第一九五簡）

律曰、黔首不田作、市販出入不時、不聽父母笞若與父母言、父母・典・伍弗忍告、令鄉齋夫數謙（廉）問、捕毆（繫）（第一九六簡）

【獻廷】其擧當完城旦以上、其父母・典・伍弗先告、貲其父若母二甲、典・伍各一甲。鄉齋夫弗得、貲一甲、令・丞一盾。有（第一九七簡）

【犯律者】輒以律論及其當坐者、鄉齋夫弗得、以律論及其令・丞、有（又）免鄉齋夫。 ●廷甲 十一（第一九八簡）

『陸』第一九四簡及び『伍』第一九六簡とも、「黔首」という語が用いられている。黔首とは「民」・「百姓」のこ

とで、秦では始皇二十六年（紀元前二二二年）あるいは二十七年以降、公式の文書では民・百姓の代わりに黔首を用いるようになった。⁽⁴⁾ よって、これらの簡文が六國統一後に書寫されたことは間違いない。

さらに、『陸』第一九三簡と第一九五簡では「罪」字が用いられているのに對し、『伍』第一九五簡と第一九七簡では「擧」字が用いられている。周知の通り、『説文解字』罔部に、

罪、捕魚竹罔。以罔非。秦以罪爲擧字。

同辛部に、

擧、犯法也。从辛从自。言擧人蹙鼻苦辛之憂。秦以擧似皇字、改爲罪。

『太平御覽』卷六四一刑法部七罪が引く後漢・應劭『風俗通義』に、

擧字爲自辛、令爲辛苦憂之也。秦皇以爲字似皇、故改爲罪。

とあり、秦は「擧」字が「皇帝」の「皇」字に似ていることから、「罪」に改めたとされている。しかし、「擧」は六國統一後の文書でも用いられている例がある。六國統一後、秦では黔首以外にも「皇帝」・「制詔」・「縣官」など、⁽⁵⁾さまざまな用語の改變・統一が行われたが、「擧」が「罪」に改められたのは比較的後のことであろう。陳偉氏は里耶秦簡や嶽麓書院藏秦簡などを根據として、現有の史料からすると、「擧」から「罪」へ改變されたのは、始皇三十年（紀元前二二七年）五月から三十四年（前二二三年）六月の間とする。⁽⁶⁾

『陸』に収録されている簡牘は、もともと全部で五卷の冊書に編まれていたごとくであり、第一九一簡～一八七簡はこれらのうち第三組に含まれる。第三組の他の簡を見ると、「制」（第二一〇簡）・「黔首」（第一八五簡、第一八六簡、第二〇一簡、第二〇五簡）・「奴婢」（第一八四簡）など、六國統一後正式に用いられるようになった用語が見えるところにも、全て「罪」字が用いられている。

一方、『伍』はもともと三巻の冊書に編まれていたごとくであり、第一九四簡〜一九八簡は第二組に含まれる。第二組では「制」(第一〇〇簡、第一二二簡、第一五三簡、第一八五簡)・「詔」(第一〇六簡)・「縣官」(第一〇三簡、第一二〇簡、第一三二簡、第一三七簡、第一五二簡、第二一〇簡、第二二七簡、第二二八簡)・「黔首」(第一三二簡、第一三六簡、第一三八簡、第一四四簡、第一五五簡〜一五七簡、第一八九簡、第一九九簡、第二〇八簡、第二〇九簡)・奴婢(第一六三簡)など、六國統一後の用語が見える一方で、全て「鼻」字が用いられている。それゆえ、『伍』第一九四簡〜一九八簡の方が、書寫された年代は早いことが知られる。そして、陳偉氏の説に従えば、本條は遅くとも始皇三十四年までには制定されていたことになる。

周知の通り、嶽麓書院藏秦簡は盗掘によって出土し、香港の骨董市場へ流出したものを、二〇〇七年に湖南大學嶽麓書院が購入し、また二〇〇八年に香港の收藏家が嶽麓書院へ寄贈したものである。盗掘のため出土状況は不明であるが、二〇〇七年に嶽麓書院が購入したものは、全部で八枚のプラスチックフィルムに包まれていた。⁸⁾ 整理者は文章の内容や「反印文」、⁹⁾ 包み内部での堆積状況などを根拠として、簡の排列を復元している。『陸』第一九一簡〜一九七簡、『伍』第一九四簡〜一九八簡についても、整理者はこれら簡番號の順に排列されていたと解しているごとくである。このような理解に従って、比較的よく残っている『陸』第一九一簡〜一九七簡を連讀すると、次の通りになる。なお、原釋文の「□」内の字は、整理者が残畫や文脈などを根拠として補ったものであるが、ここでは「□」を省略した。

● 自今以來、有毆詈其父母者、輒捕以律論、典智(知)弗告、**遷**。郷部畜夫智(知)弗捕論、貲二甲而廢、弗智(知)、典及父母・伍人貲各二甲、郷部畜夫及令・丞・尉貲各一甲、捕、免郷部畜夫。或能捕死罪一

人、購金七兩。 ● 十

律曰、黔首不田作・市販、出入不時、不聽父母、笞(苟)若與父母言、其父母・典・伍弗忍告、令鄉部畜夫數
 謙(廉)問、捕毆(繫)獻廷、其罪當完城旦舂以上、其父母・典・伍弗先告、貲其父若母二甲、典・伍各一
 甲、鄉部畜夫弗得、貲二甲、令・丞一盾。●自今以來、有犯律者輒以律論。及其當坐者、鄉部畜夫弗得、以律
 論及其令・丞、有(又)免鄉部畜夫。●十一

以上のように、『陸』第一九一簡〜一九七簡は、二つの條文から成っていることがわかる。前半の末尾に「●十」、後半の末尾に「●十一」とあるように、何らかのまとまった内容を有する條文の十番目、十一番目というように、番號がふられている。本稿では假に前者を「第十條」、後者を「第十一條」と呼ぶこととする。

第十條は父母を毆ったり罵ったりした場合、周圍の人員や官吏が「告」(犯罪事實を官憲に申告すること)や「捕」(逮捕)の義務を負い、それらを果さなければ處罰されることが定められている。第十一條では民が農作業や商賣を行わず、適切な時間に入入りせず、父母のいうことを聽き入れず、もしくは父母と言い争った場合、父母など周圍の人員や官吏がいかなる責任を負うかについて定められている。

しかし、右の二條については次のような疑問を感じざるをえない。すなわち、第十條では子が父母を毆ったり罵ったりした場合、父母は「貲二甲」(鎧二つ分の錢を納入する刑罰)に處されると定められている。父母は被害者であるにもかかわらず、なぜ處罰されなければならないのであろうか。

また、第十一條によると、子が父母の言うことを聽き入れず、もしくは父母と言い争った場合、父母が責任を問われることもあったごとくである。別稿で検討した通り、父母の言いつけに従わないことは不孝罪にあたり、また父母と言い争うことも、不孝罪の成立要件の一つである「敬恭有虧」にあたるであろう。⁽¹¹⁾ 不孝罪の被害者は父母であるにもかかわらず、なぜ父母が責任を負わなければならないのであろうか。

本稿では以上二つの疑問について検討し、犯罪と父母の通報義務の一端を明らかにしたい。

第一節 第十條に對する検討

今一度ここに第十條を擧げる。

●自今以來、有毆詈其父母者、輒捕以律論、典智（知）弗告、**遷**。郷部耆夫智（知）弗捕論、貲二甲而廢、弗智（知）、典及父母・伍人貲各二甲、郷部耆夫及令・丞・尉貲各一甲、捕、免郷部耆夫。或能捕死罪一人、購金七兩。 ●十

これをできるだけ主觀を排して直譯すると、次のようになるであろう。

●今より以降、自分の父母を毆るか罵つた者は、捕えたいえ律に従つて罪を論じる。典は本件を知らながら告しなかつた場合、遷に處する。郷部耆夫はこれを知りながら捕えて罪を論じなかつた場合、貲二甲に處したうえ、罷免する。知らなかつた場合、典及び父母・伍人はそれぞれ貲二甲とし、郷部耆夫及び令・丞・尉はそれぞれ貲一甲とし、捕えれば、郷部耆夫の處罰を免除する。ある者が死罪を犯した者一人を捕えた場合、賞與として黄金七兩を授ける。 ●第十條

本條によると、父母が子に毆られ、あるいは罵られたが、父母がその事實を知らなかつた場合、處罰されることになる。しかし、これについては次のような疑問を感じざるをえない。すなわち、毆られ、あるいは罵られた本人は、加害者が子であるか否かまではともかく、ある者に毆られた、あるいは罵られた事實を知らないことはありえない。特に、「詈」については『唐律疏議』鬪訟律「毆制使府主」條注に、

須親自聞之乃成詈。

疏に、

注云須親自聞之乃成詈、謂皆須被詈者親自聞之、乃爲詈。

とあり、唐律では、父母を馬鹿にする言葉を吐いただけでは必ずしも「詈」とならず、相手にその言葉が聴こえて初めて「詈」として認められるとされている。要するに、面と向かって相手を罵る、面罵することが「詈」なのである。秦の法律でもおそらく同様であったと考えられる。

もつとも、例えば両親ともに存命で、父がその場にいなくて、子が母を罵ったが、母も子も、その他第三者も父に知らせなかった場合などの事情があれば、父はその事実を知るわけもない。よって、父母が知らない場合もありうる。しかしその場合、父は罰として貲二甲に處されることになる。すると、その一家は貲二甲に相當する財物を納入しなければならない。子は加害者であるからともかく、母は被害者であるにもかかわらず、一家の一員として経済的打撃を受けなければならない。てしまう。

知らなかった場合、なぜ處罰されるのかというと、當時の吏民には常に互いを監視し、罪を犯した者を見かけたら、官憲に通報する義務があり、それを怠れば處罰された。犯罪を通報するためには、そもそも犯罪が起こったことを知らなければならない。本條において、典・父母・伍人・郷部嗇夫・令・丞・尉が犯罪の發生を知らなかった場合に處罰されるのはそのためであると、一應理解することはできる。

逆に、犯罪が行われたことを知っていたならば、通報の義務を有する。郷部嗇夫の場合は官吏であるだけに、逮捕して罪を論じる必要があった。典・父母・伍人などについては、知っていた場合についての規定がない。そもそも本條は冒頭に「自今以來」とある通り、追加・補充法規と考えられる。あるいは、補充・修正前の條文では、知っていた場合についての規定が設けられていたとも解しうる。

しかし、本條では子が両親ともに殴ったり罵ったりした場合を除けば、父母のうちいずれか一方は被害者である。被害者に告の義務が課され、違反すれば處罰の對象とさええられている例は、少なくとも秦・漢では見えない。それでは、第十條はどのように理解すべきであろうか。この問題については、以下の四つの可能性が考えられる。

第一に、以上の解釋に誤りはなく、文字通りに解すべきという理解である。つまり、人は被害者が自分であろうと他人であろうと、犯罪を通報しなければならなかったということである。假にその通りとすれば、その目的は法治主義及び治安維持の徹底であろう。法家思想が重視されていた秦の法律では、あるいはかように極端な制度が設けられていたのかもしれない。

第二に、第一の解釋とほとんど同じであるが、父母のうち被害者本人だけは、當然の理によって、あるいは別の規定などによって、通報の義務を免除されるという可能性である。

第三に、「典及父母伍人皆各二甲」は「典及び父母・伍人は皆各二甲」と讀むのではなく、「典及び父母の伍人は皆各二甲」と讀む可能性である。この解釋によれば、被害者とその配偶者は處罰を受けなくて済むことになる。

第四に、竹簡の排列が誤っているという可能性である。『陸』では第一九一簡の次に第一九二簡・一九三簡、『伍』では第一九四簡の次に第一九五簡を排列しているが、果してもともとそのような排列されていたとは限らない。『陸』の附録三「掲取位置示意图」によると、『陸』の第一九一簡（原始編號一七八）と第一九二簡（原始編號一八八）は同じく第一包内にあり、互いに近い位置にあったが、左右に隣接していたわけではない。『陸』の第一九三簡（原始編號二一〇四）に至っては、第八包内にあった。また、『伍』の第一九四簡（原始編號二二五一盒一七

三)は第八包、第一九五簡(原始編號一八八九)は第七包にある。もちろん、各包内の竹簡・木簡の堆積状態は、出土状況とは必ずしも一致しないが、堆積状態からはこれらの簡が連続して排列されていたことは窺われない。郷部嗇夫が事件の発生を知っていた場合と、知らなかった場合についての規定は設けられているにもかかわらず、典・父母・伍については知らなかった場合についての規定しか見えない。これについて、先ほどは改正前の條文に設けられていたと理解したが、あるいはそうではなく、これ自體が排列の誤りを示す根據の一つなのかもしれない。

それでは、いずれの解釋が正しいであろうか。別稿で論じてきた通り、戰國時代のある時期までは、秦は家内部で行われた侵害行為に對し、原則として介入せず、親が子に對して自由に制裁を加えることができた。⁽¹²⁾ それゆえ、當時は不孝罪も設けられておらず、また第十條に見えるような、父母を殴ったり罵ったりすることを處罰する條文も設けられておらず、家の構成員がみずから解決するのに任せていたと考えられる。しかし、遅くとも戰國時代末期までには家内部の侵害行為に對しても國家が介入し、犯罪として處罰の對象とするようになった。以後、父母は子に對して勝手に制裁を加えてはならず、子に制裁を加えたい場合には、國家に子の罪を告し、刑罰という形で國家の手によって制裁が加えられることとなった。

以上のような経緯を考えると、第十條において父母が子から受けた犯罪行為を告するよう強制することは、家に對する國家の介入としては行き過ぎの感がある。ただし、別稿でも述べた通り、不孝罪は本来父母の告があることを原則とするが、例外として父母の死後の場合、第三者が告あるいは「劾」を行うことが認められていた。⁽¹³⁾ それは例外的ではあるものの、不孝罪が親の意思と必ずしも關係なく、他の犯罪と同様に、國家が處罰すべき行為として位置づけられ、家内部の秩序がより國家の統制下へ組み込まれたともいえる。⁽¹⁴⁾ 第十條は行き過ぎとはいえ、このよ

うな歴史的趨勢に沿うものとして一應理解することができる。第二―第四の可能性も捨て切れないが、最も無理のない解釋が第一である以上、現時點では第一をもつて鄙見としておきたい。ただし、秦の法律を受け継いだとされる漢でもこのような制度が行われたのか、また行われたとしても漢一代を通して行われたのかは定かでない。

第二節 第十一條に對する檢討

第十條と同様、今一度ここに第十一條を擧げる。

律曰、黔首不田作・市販、出入不時、不聽父母、笞(苟)若與父母言、其父母・典・伍弗忍告、令郷部嗇夫數謙(廉)問、捕毆(繫)獻廷、其罪當完城旦舂以上、其父母・典・伍弗先告、貲其父若母二甲、典・伍各一甲、郷部嗇夫弗得、貲一甲、令・丞一盾。●自今以來、有犯律者輒以律論及其當坐者。郷部嗇夫弗得、以律論及其令・丞、有(又)免郷部嗇夫。●十一

これも次のように直譯することができよう。

律に「民が農作業・商賣を行わず、適切な時間に入入りせず、父母の言うことを聽かず、もしくは父母と言ひ争つたが、その父母・典・伍がこれを告するに忍びない場合、郷部嗇夫に速やかに捜査・訊問を行わせ、逮捕・勾留して縣廷へ移送させる。その罪が完城旦舂以上にあたり、その父母・典・伍が先に告さなかつた場合、その父もしくは母は貲二甲、典・伍はそれぞれ貲一甲に處する。郷部嗇夫が逮捕できなかつた場合、貲一甲に處し、令・丞は貲一盾に處する」とある。●今より以降、律を犯した者については、律に照らして罪を論じ、連坐すべき者にも處罰が及ぶ。郷部嗇夫が逮捕できなかつた場合、律に照らして罪を論じ、令・丞にも處罰が及び、また郷部嗇夫を罷免する。●第十一條

まず、「其父母・典・伍弗忍告」とあるということは、その上に記されている「黔首不田作・市販、出入不時、不聽父母、笞（苟）若與父母言」は本來告の對象となるはずである。「不田作」については睡虎地秦簡「封診式」に次のような例がある。⁽¹⁵⁾

告臣 爰書、某里士五（伍） 甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋（驕）悍、不田作、不聽甲令。謁買（賣）公、斬以爲城旦、受賈（價）錢。（第三七簡・三八簡）

甲は奴隸丙が驕り高ぶっていて、農作業を行わず、甲の命令も聽かないので、これを國家へ賣却し、「斬趾城旦」（足の指を斬り落し、「城旦」の身分へ降格させる）の刑に處して欲しいと告している。これは奴隸主が奴隸を訴えた場合であって、第十一條の場合とは異なるが、ある者に對して從屬的立場にある者が農作業を怠った場合、告の對象となるという點では共通している。さらに、嶽麓書院藏秦簡「爲吏治官及黔首」には、⁽¹⁶⁾

黔首不田作不孝（第一三簡）

とあり、民が農作業を行わないことは「不孝」にあたることを窺わせる史料もある。しかし、ここでいう不孝が法律上の不孝罪を指すのか、それとも倫理上のものを指すのか明らかでない。

次に、「出入不時」については張家山漢簡二年律令「戶律」に、⁽¹⁷⁾

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信。居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏・典。田典更挾里門籥（鑰）、以時開。伏閉門、止行及作田者。其獻酒及乘置乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行。不從律、罰金

二兩。（第三〇五簡・三〇六簡）

とあるのが参考になる。當時の民は一般に「里」の中に家を構え、居住していた。右の條文によると、里の門には鍵が設けられ、田典がこれを管理し、適時になったら門を開くと定められている。『管子』立政篇にも、

分州以爲十里、里爲之尉。分里以爲十游、游爲之宗。十家爲什、五家爲伍、什伍皆有長焉。築障塞匿、一道路、博出入、審閭闔、慎筦鍵、筦藏于里尉。置閭有司、以時開閉。閭有司觀出入者、以復于里尉。凡出入不時、衣服不中、圈屬羣徒、不順於常者、閭有司見之、復無時。

とあり、里を壁で圍み、里内に道路を一本のみ通し、そこからのみ出入りするようにし、里門の鍵は里尉（里の責任者）が管理する。閭有司を設置し、適時に里門を開閉させる。閭有司は出入りする者を観察し、里尉に報告する。出入りする時間が適切でない、衣服が適切でない、一族・集團が尋常でない、以上のような場合を閭有司は見かけたなら、時を置かずに報告する、と記されている。また、『漢書』卷二四上食貨志上には、

春將出民、里胥平旦坐於右塾、鄰長坐於左塾、畢出然後歸、夕亦如之。

とあり、朝には里胥が「右塾」（塾は門の兩側にある部屋）、鄰長が左塾に座り、里人が全て出て行った後、里胥と鄰長は歸宅し、夕方にまた同様のことをする、と記されている。また、『春秋公羊傳』宣公十五年何休解詁に、

田作之時、春、父老及里正旦開門坐塾上、晏出後時者不得出、莫不持權者不得入。

とあり、里の父老と里正は朝に里門を開いて塾に座り、外出の時間に遅れた者は、里門より出てはならず、暮れに薪を持っていない者は里門に入ることができない、と記されている。

『管子』以下は現實に行われていた制度そのものを述べたものではなく、ある程度の現實を踏まえつつも、當時理想とされていたいにしへの制度について述べたものである。ただし、これらの記述においても、前掲の二年律令「戸律」と同様、里には門が設けられ、適切な時間に開門することが記されている。そして、「出入不時」については『管子』立政篇に見え、里門を不適切な時間に出入りした者がいたら、閭有司は即時に里尉へ報告すべきとされている。

「與父母言」の「言」は単に言葉を交わすことではなく、整理者が指摘する通り「怨言」を指すのであろう。ただし、この怨言は父母を罵るほど激しいものではないであろう。第十條にも見える通り、秦の法律では罵ることを一般に「詈」と表現する。

「不聽父母」と「與父母言」は「はじめに」でも觸れた通り、不孝罪にあたる行爲である。不孝罪は客観的に見て不孝にあたる行爲をなしただけでは必ずしも成立せず、父母の告がなければならぬ。ところが、第十一條では父母が告するに忍びず、告を行わなかった場合、父もしくは母を貶二甲に處すると定められている。これはあたかも子が不孝にあたる行爲をなした場合、父母は告を強制されていたごとくである。

しかし、不孝罪の場合、父母に告が強制されていたとは考えがたい。例えば、二年律令「賊律」に、
年七十以上告子不孝、必三環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。(第三六簡)

とあり、七〇歳以上の者が子の不孝を告した場合、告を受けた官憲は必ず三度退け(三環)、それでもなお父母が告する場合に限り、告を受理すると定められている。秦でも同様の制度があったことは、睡虎地秦簡「法律答問」に、

免老告人以爲不孝、調殺、當三環之不。不當環、亟執勿失。(睡虎地秦簡「法律答問」第一〇二簡)

とあり、不孝と三環のことが見えることから明らかである。¹⁸⁾また、漢代では不孝の告を行った父母を地方官が諭したり、子に反省を促すことによって、不孝罪の適用を回避した事例さえ見える。¹⁹⁾よって、父母に告が強制されていたとは考えがたい。

また、第十一條では父母以外に「典」と「伍」も告を行うよう定められている。典は里の責任者である。²⁰⁾伍は五家で構成される鄰保組織であるが、ここでは「伍人」すなわち伍の構成員を指すのであろう。父母が生存している

場合、他人がその父母の子を不孝罪で告することはできなかった。にもかかわらず、典や伍人が告を行わなかった場合、處罰を受けなければならないとすれば理不盡である。あるいは、父母が死亡している場合に限り、典・伍人が告を行われなければならないという趣旨である可能性もなくはない。

思うに、本條は次のように讀むべきではなからうか。まず、「不聽父母、笞(苟) 若與父母言」は子が父母の言いつけを聽かず、あるいは父母と言いつ争うこと一般を指すわけではなく、「黔首不田作・市販、出入不時」の場合に限られる。つまり、子が農作業や商業を行わず、あるいは適切な時間に入入りしないことについて、父母が子を論したが、子が父母の教えを聽かず、あるいは父母と言いつ争った場合ということである。この解釋によると、「黔首不田作・市販」と「出入不時」は「不聽父母」及び「笞(苟) 若與父母言」と並列の關係にあるのではなく、「黔首不田作・市販」と「出入不時」は「不聽父母」及び「笞(苟) 若與父母言」の前提ということになる。

以上の理解によれば、次の「其父母・典・伍弗忍告」は、父母が子を論したにもかかわらず、子が依然として働かず、適切な時間に入入りしないことを、父母・典・伍が官憲へ申告するに忍びず、申告しなかったことをいう。續いて「令郷部嗇夫數謙(廉)問」とあり、「郷部嗇夫に速やかに捜査・訊問を行わせ」とあるが、主語は縣廷あるいは縣令・長・丞など、縣の長吏であろう。縣廷が父母・典・伍以外からの申告によって情報をえた場合、縣廷が主導となって、郷部嗇夫に捜査を行わせるのであろう。

そして、「其罪當完城旦春以上」ということは、父母が子を論したにもかかわらず、子が依然として働かず、適切な時間に入入りしないことは、いろいろな刑罰にあたる場合があるが、完城旦春以上の刑罰にあたる場合に限り、父母・典・伍は告を行っていないければ、それぞれ責任を負うことになる。父母が子を論したにもかかわらず、子が依然として働かず、適切な時間に入入りしないことに對し、いかなる法定刑が設けられていたのかは明らかで

ないが、あるいは働かない、適切な時間に入りしらないのを利用して、何か犯罪にあたる行為をしていたことが明らかに出て、それが完城且春以上にあたる場合も、本條の對象になったかと思われる。

先述の通り、本條は一見すると不孝罪に關聯する犯罪のごとくである。しかし、本條は不孝罪と異なり、國家が親子間の秩序を保護することに目的があるのではなく、治安の維持に目的があり、父母・典・伍にも連帶責任を負わせるというものであった。ちなみに、「不聽父母」・「與父母言」という行為自體は不孝罪の客觀的基準にあてはまるので、父母が不孝罪として告を行えば、子は棄市に處されることになったであろう。また、「黔首不田作」も法律上の不孝罪にあたりとすれば、さらにこれを理由として不孝罪で告することもできたであろう。ただし、本條では特に父母が不孝罪として告するのでなければ、不孝罪に問われることはなかったと考えられる。

注

- (1) 陳松長編『嶽麓書院藏秦簡(陸)』(上海辭書出版社、二〇二〇年) 參照。
- (2) 陳偉氏が指摘する通り、『嶽麓書院藏秦簡(陸)』の「第三組單簡正背面圖版及釋文、簡注」及び赤外線圖版「第三組正面編聯圖版」では、第一九三簡の圖版として全く別の竹簡の圖版が誤って掲載されている。カラー圖版「第三組正面編聯圖版」に掲載されているものが正しい。『嶽麓書院藏秦簡(陸)』校讀(貳)「簡帛網」<http://m.bsm.org.cn/view/19462.html>、二〇二〇年) 參照。
- (3) 陳松長編『嶽麓書院藏秦簡(伍)』(上海辭書出版社、二〇一七年) 參照。
- (4) 拙稿「秦漢「縣官」考」(早稻田大學長江流域文化研究所編『中國古代史論集——政治・民族・術數——』雄山閣、二〇一六年) 參照。
- (5) 「縣官」については、拙稿「秦漢「縣官」考」參照。
- (6) 陳偉『秦簡牘校讀及所見制度考察』(武漢大學出版社、二〇一七年) 一九～二五頁參照。

- (7) 奴婢とは奴隸のことで、秦ではそれまで「臣妾」あるいは「奴妾」などと呼ばれていたが、陳偉氏によると、始皇二十八年（紀元前二一九年）八月から三十一年（前二二六年）十月あるいは三十二年六月までの間に「奴婢」へ統一されたとする。『秦簡牘校讀及所見制度考察』一〇〇～一八頁参照。
- (8) 陳松長「嶽麓書院所藏秦簡綜述」（『文物』二〇〇九年第三期）参照。
- (9) 嶽麓書院藏秦簡の中には、簡の背面に左右反轉した文字が見えるものがあり、『嶽麓書院藏秦簡』各卷ではこれらの文字を「反印文」と呼んでいる。孫沛陽氏によると、これらの文字は各簡背面に位置する簡の文字が埋葬中に寫ったわけではなく、相互に貼りついた簡が出土後に剝されたとき、簡表面の纖維や墨跡が他の簡の背面に残ったものという。陶安『嶽麓秦簡復原研究』（上海古籍出版社、二〇一六年）六頁参照。
- (10) 「黔首不田作・市販、出入不時」は、『陸』の釋文では「黔首不田作、市販出入不時」に作るが、陳偉氏の解釋に従って改めた。『嶽麓書院藏秦簡（陸）校讀（貳）』参照。
- (11) 拙稿「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」（『史滴』第四二號、二〇二〇年）参照。
- (12) 拙稿「睡虎地秦簡『非公室告』新考」（王捷編『出土文獻與法律史研究』第六輯、法律出版社、二〇一七年）、「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」（『中央學院大學法學論叢』第三三卷第一號、二〇一九年）、「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」参照。
- (13) 「告」とは通報・告訴・告發の意であるが、「劾」は官吏がある程度の捜査を行い、治獄を職務の一つとする機關へその結果を通告することである。宮宅潔「劾」をめぐる——中國古代訴訟制度の展開——」（同氏『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年、二〇〇一年原載）参照。
- (14) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」参照。
- (15) 睡虎地秦簡の簡番號・釋文は武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編『秦簡牘合集 釋文注釋修訂本（壹）』（武漢大學出版社、二〇一六年）によった。
- (16) 「爲吏治官及黔首」の簡番號・釋文は朱漢民・陳松長編『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇年）によった。

(17) 張家山漢簡の簡番號・釋文は陳偉ほか編『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）によった。

(18) 本條の「免老告人」の「人」がみずからの子を指すのか、それとも他人を指すのかをめぐっては争いがあるが、筆者は他人を指すとともに、みずからの子も含まれると考える。本條の主旨は、「免老」（一定の老齡に達した者）が子の不孝を告し、殺すよう求めた場合、まだ七〇歳に達していないので、三環の手續をとる必要はなく、告を受理すべきであること、及び免老が他人を告し、他人の父母が既に死亡している場合、他人なので告者の年齡は關係なく、告を受理すべきであることを述べたものである。拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」参照」。

(19) 拙稿「五胡十六國及び北朝の不孝罪」〔中央學院大學法學論叢〕第三五卷第一號）参照。

(20) 「典」については、詳しくは拙稿「秦・漢における里の編成と里正・里典・父老——嶽麓書院藏秦簡「秦律令」を手がかりとして——」（但見亮・胡光輝・長友昭・文元春編『中國の法と社會と歴史 小口彦太先生古稀記念論文集』成文堂、二〇一七年）を参照されたい。

〔附記〕 本稿は科學研究費補助金（基盤研究C）「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に對する研究」（課題番號18K01223）による研究成果の一部である。